

韓国知的財産ニュース 2014 年 2 月前期

(No. 264)

発行年月日：2014 年 3 月 5 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、2 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 e-learning 新規コンテンツサービスが 1 月 30 日から開始 (2. 3)
- 2-2 2001-2012 韓国の特許動向 (2. 4)
- 2-3 韓国の特許審査サービス、中東に輸出！ (2. 7)
- 2-4 IP 創造経済推進協議会が開催 (2. 11)
- 2-5 WIPA、未来部法人として本格活動開始 (2. 11)
- 2-6 創造経済の牽引車、特許出願が 20 万件を突破 (2. 12)
- 2-7 職務発明保証に積極的な中小・中堅企業は登録料半額に (2. 14)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン電子とシスコがクロスライセンス締結 (2. 6)
- 3-2 模倣品関連の情報提供、報償基準が改正 (2. 7)
- 3-2 米法務部、サムスンの標準必須特許の乱用調査を終結 (2. 8)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 携帯向け通販サイト、時空を乗り越えていく (2. 4)
- 5-2 ETRI、ICT 国際標準機関としての地位固め (2. 6)
- 5-3 LG 電子とサムスン電子、LTE 標準特許で共同 1 位 (2. 10)
- 5-4 韓国、バッテリー大国としての地位高まったか (2. 11)
- 5-5 ソウル半導体、LED パテントレンタル事業を開始 (2. 14)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 e-learning 新規コンテンツサービスが1月30日から開始

韓国特許庁(2014.2.3)

韓国特許庁は、2013年の1年間知的財産のe-learning事業(www.ipacademy.net)を運営し、約41万人が受講して前年より1.58%増加したほか、約6万人が新規会員として登録して10.5%増加したと発表した。

特に、中小企業を受講生が5.7万人と、前年より8倍増加した。特許能力深化教育を受ける前と後の業務関連「知識財産職務能力強化度」を調査した結果、前年比27.7%増加した81%となり、中小企業の知的財産権への関心と重要性が向上していることがうかがえた。

そのほか、企業や研究機関を対象に行った「オーダーメイド型知識財産e-learning」事業の結果、36.5%が増加して約14万人が受講した。

このように満足度と受講生が大幅増加した理由は、国内外で多発している知財権トラブルの影響による社会的なニーズ気と、それを反映した多用なコンテンツの提供のためだと分析される。実際に、アップルとサムスンの知財権係争を取り扱った55の新規コンテンツを提供した。

韓国特許庁は、知的財産の認識向上ため、様々なコンテンツとサービスを提供する予定だ。2014年提供される主なコンテンツとしては、「事例から分かる中小企業の知財権トラブル対応戦略」や、職務発明関連のコンテンツ、「改正された米国特許法の完全征服」など、時間をつくりにくい中小企業担当者、遠距離のため教育クラスターができない個人の発明家などを対象にオンラインで実施する予定だ。内容は事例中心の知的財産教育である。

「事例から分かる中小企業の知財権トラブル対応戦略」は、特許や商標、デザインをはじめ、営業秘密や海外におけるトラブルの対応戦略も紹介し、多様な内容に構成している。「改正された米国特許法の完全征服」は、2011年に改正された米国特許法と韓国特許法を比較して分かりやすく構成しているため、米国進出を準備する企業に役立つと期待されている。また、「職務発明、これだけは知っておこう」では、職務発明の保証と

権利に関する疑問の解消が期待される。

そのほかにも、ストーリーテリング手法を用いた「IP WAR、後発企業の逆襲」は、特許の同盟事例を通じて、後発企業が激しい特許係争のなかで逆襲を可能とした特許経営戦略を5～7分の動画コンテンツで紹介している。ほかの7本のストーリーコンテンツを知識財産教育ポータル(www.ipacademy.net)や youtube でサービスする予定だ。

国際知識財産権衆院のビヨン・フンソク院長は、「新たにサービスされる知識財産 e-learning コンテンツは、多様な実務例や深みのある内容を通じて中小企業に知的財産の翼になってくれると期待している」とコメントした。

2-2 2001-2012 韓国の特許動向

韓国特許庁(2014.2.4)

■ 韓国全体の特許動向

- ㊤ 韓国に出願された特許件数は、2001年～2012年間 1,846,539件と、2001年 104,750件から 2012年 189,809件に着実に増加して約2倍の成長となった。
- ㊤ 内・外国人の特許活動については、内国人のシェアが増加し、年平均増減率が外国人より高くなり、内国人と外国人の格差が相当に広がっているものと分析された。
- ㊤ 審査請求及び登録現状は、一般出願は出願時点、PCT出願は4年以内の審査請求割合が最も高く、内・外国人別の登録率は、内国人が外国人との格差を縮め、2007年からは内国人が外国人より登録率が高くなった。

■ 出願主体別の特許動向

- ㊤ 内国法人の出願主体別の年平均増減率は、企業部門、公共部門、教育部門の中で教育部門が最も高く、シェア率の場合、企業部門は減少した反面、公共部門と教育部門は増加した。
- ㊤ 企業部門の出願活動は、大手企業が中心となっているが、出願件数全体における大手企業のシェア率は、2001年 72.85%から 2012年 59.52%に低下した一方、中小企業は 27.15%から 40.48%に増加した。
- ㊤ 公共部門の出願活動は、研究機関が公共機関の 80%以上のシェアを占めた。主に出願活動が行われた分野は、研究機関、国(政府機関)、地方自治体は化学、公企業は電気である。
- ㊤ 教育部門の出願は、特許活動に参加する大学の数が 2001年 77校から 2012年は 209校に拡大されて年平均 9.5%の増加となった。
- ㊤ 出願主体別の共同研究を通じた出願は、企業が共同研究全体の 46.69%を占め、企業と企業、企業と教育、企業と研究機関の共同研究が全体共同出願の約 90%の高いシェアを占めた。

■ 地域別の特許動向

※ 指導別のシェア率は、ソウル特別市と京畿道がそれぞれ 2004 年、2007 年から減少している反面、大田広域市と慶尚北道は増加した。最も高い成長率を示したのは、年平均増減率 20.36% の蔚山広域市である。

※ 審査請求率の平均は、世宗特別自治市(95.13%)、全羅南道(94.23%)、慶尚南道(93.15%)が高く、京畿道(78.76%)、ソウル特別自治市(82.24%)、忠清北道(84.19%)の順である。平均登録率は、大田広域市(72.14%)、慶尚北道(69.24%)、京畿道(66.53%)が高く、釜山広域市(50.71%)、全羅北道(51.55%)、全羅南道(52.47%)は低いと分析された。特に、平均審査率が忠清北道、光州広域市、慶尚北道は突出して高く、大田広域市は大きく減少している。また、平均登録率が済州特別自治市と忠清南道は大きく増加しており、大邱広域市は大きく減少している。

※ 国家産業団地の出願件数は、2001 年 7,979 件から 2012 年 21,674 件と、年平均 9.51% の増加率となり、圏域別では、忠清圏、嶺南圏、首都圏、湖南圏、江原・済州圏の順となった。

■ 国別の特許動向

※ 各大陸で特許活動を主導した国は、アジアでは日本、欧州はドイツ、米州は米国、中東・アフリカではイスラエルと把握された。

※ 日本は、半導体、光学、電機/エネルギーの活動が目立ち、成長率の面では、家具/ゲーム、高分子化学/ポリマーが 13% 以上の年平均増減率となった。

※ ドイツは、有機精密化学、基礎材料化学、電機/エネルギー活動が目立ち、成長率の面では、表面技術/コーティング、医療技術が 12% 以上の年平均増減率となった。

※ 米国は、コンピュータ技術、デジタル通信、半導体の活動が目立ち、成長率の面では、生物物質分析、デジタル通信が 14% 以上の年平均増減率を記録した。

※ イスラエルは、医薬、コンピュータ技術、有機精密化学の活動が目立ち、成長率の面では、医薬、電機/エネルギーが 17% 以上の年平均増減率となった。

■ TOP10 技術別の動向

※ 2001～2012 年間の多出願上位 10 位技術分は、半導体が 173,273 件出願されて 14.83% のシェア率となり 1 位である。その次は、電機/エネルギー(152,488 件、13.05%)、コンピュータ技術(132,538 件、11.34%)、オーディオ/映像技術(130,256 件、11.15%)、遠距離通信(115,059 件、9.85%)、光学(106,779 件、9.14%)、運輸(101,089 件、8.65%)、デジタル通信(100,868 件、8.63%)、土木工学(88,151 件、7.54%)、電子商取引(68,007 件、5.82%)の順となった。

※ 多出願上位 10 の技術分野の出願件数の動向は、半導体分野の場合、1 位を維持してきたが、2011 年から電機/エネルギーに 1 位を譲り、コンピュータ技術分野も急増して

半導体との差も僅かになっている。

■ 特許係争の現状

※ 2001年～2012年間の審判(当事者系)提起件数は10,173件で、2002年以降から2008年まで年平均17.05%の増加基調だったのが2009年からは減少と増加を繰り返し2009年以降の年平均増減率は-3.64%となった。

※ 権利係争は、無効審判が6,024件で最も多く、その次が4,006件の権利範囲確認審判(消極的な権利範囲確認審判、積極的な権利範囲確認審判)である。

※ 出願主体別の権利係争は、個人、企業、公共部門で土木工学分野が最も多く、教育は、家具/ゲーム分野で最も多く起きた。

■ デザイン、商標出願の動向

※ 2001年～2012年間のデザイン出願件数は、617,231件となり、2001年38,463件から2012年65,438件と年平均4.95%増加した。内国人と外国人の出願件数の格差が大きくなり、国内に出願した主要5カ国は、日本(18,905件)、米国(8,974件)、ドイツ(2,244件)、フランス(1,196件)、スイス(1,071件)となった。

※ デザイン物品群別の出願件数は、住宅設備用品(92,968件、15.06%)、土木建築用品(78,503件、12.72%)、電気、電子、機械器具及び通信機械器具(70,098件、11.36%)、事務用品及び販売用品(69,696件、11.29%)の順となった。

※ 2001年～2012年間の商標出願件数は、1,870,823件となり、2001年123,289件から2012年160,264件と年平均2.41%増加した。外国人の出願が大きく減少し、TM5による出願は、韓国(1,554,174件)、米国(109,310件)、日本(86,828件)、EPO(83,277件)、中国(6,959件)の順となった。

※ 商標部門(ニース分類)の出願活動は、サービス業が571,398件で30.65%のシェア率となって圧倒的な優位を占めた。一方、図形別(ウィーン分類)出願は、幾何図形及び立体と文字、数字のフォントがそれぞれ280,132件、157,278件でそれぞれ30.56%、17.16%のシェアとなって圧倒的な優位を示した。

2-3 韓国の特許審査サービス、中東に輸出！

韓国特許庁(2014.2.7)

韓国特許庁の特許審査サービスがアラブ連邦首長国(UAE)に輸出される。

韓国特許庁は、2月7日ソウルで開かれた「韓-UAE知財権分野の高官会合」で、知財権協力に関する了解覚書(MOU)を締結し、①韓国の特許審査官をUAEに派遣してUAE経済部*に受け付けられた特許出願の審査を代行する案、②韓国からUAEに出願された特許の審査を代行する案について合意した。

* UAEは現在、別途の特許組織を持っておらず、経済部で特許関連業務を担当してい

る。

UAE に派遣される韓国の特許審査官は、特許審査業務のみならず、UAE 特許庁の設立、特許関連の法・制度の設計、情報化、人材育成などに関するコンサルタントも同時に行う。さらに、韓国の先進的な特許行政システムも輸出する。関連コストは UAE 政府が受け持つ。

今回の合意は、ポストオイル(Post-oil)時代を前に、知的財産を国の主要資源として見据えて知財権システムの構築を準備している UAE が先進的な特許行政を運営している韓国に対し、特許審査の代行など知財権能力の向上支援を要請したことで行われた。

UAE は、急速な経済発展とともに特許出願も急増しており、着実な増加が見込まれる。一方で、まだ特許専門組織が整っておらず、特許審査はオーストラリア特許庁がごく一部を代行していた。

韓国特許庁は、今回の合意に基づき、今年の上半期中に細部日程をまとめて特許審査代行を開始する。これをベースとして長期的には、情報化や人材開発分野など UAE の知財権システムの構築に向けた総合支援策を設け支援していく計画だ。

韓国特許庁の UAE 知財権協力事業は、資源大国であり、高付加価値知識サービスとされる特許審査サービスを韓国の貿易赤字国 UAE に輸出できたこと、そして、原子力発電所、資源開発、建設など有形資源が中心だった両国の経済協力関係が無形資源の知財権協力にその裾野が拡大されたことに大きな意味がある。

理系出身の高級人材(特許審査官の 45%が博士)で構成された韓国の特許審査官が外国の特許審査を代行することは初めてで、韓国の代表的な資源輸入国である UAE の特許審査を代行することは、UAE をはじめ、中東地域における韓国の国家ブランド向上にも大きく貢献すると期待されている。

特に、今回の合意を通じて韓国の特許審査官を UAE に派遣する一方、国内で UAE 特許出願の審査を代行することにより、特許の先行技術調査及び審査関連の質の高い雇用の創出*が見込まれる。今後の代行件数の拡大とともに、同協力モデルがほかの途上国に拡大したときには、相当な国内の雇用創出効果も期待される。

* UAE に派遣される特許審査官は 5 人、年間 1000 件の UAE からの特許審査を国内で代行したときに必要な先行技術調査人材 11 人及び国内審査人材 1 人

今回の UAE との協力をきっかけに、ほかの振興国における韓国の PCT 国際調査サービス及び特許行政システムの輸出にも弾みがつくと予想される。

*韓国特許庁は、海外企業のために年間約 2000 万ドルの PCT 国際調査サービスを輸出しており、理系出身の高級人材 300 名以上の雇用創出につながっている。

一方、代表的な新興市場として急浮上している UAE に進出、または進出予定の韓国

企業が韓国の特許審査官の審査サービスを直接受けられ、韓国企業の中東内における知財権保護がより強化される見通しだ。最近、UAE 政府が豊富な資本に基づいて海外企業と先端の科学技術研究所の誘致に積極的に動いていて、韓国特許庁の現地審査代行は、UAE と近隣の中東諸国の技術投資動向が迅速に把握できるほか、韓国の知財権システムの移植で、中東地域における韓国企業の特許領土の拡大にも大きく貢献すると期待される。

キム・ヨンミン長官は、「韓国特許庁と UAE 経済部は MOU 締結を通じて、韓国特許庁が UAE の特許審査を代行することに合意した。これは、1970 年代、中東に建設労働者を輸出した韓国と中東との関係が高級な知識サービスを輸出する関係に変わるきっかけになるといえる。これに基づいて、ほかの途上国を対象とした知的財産行政韓流(K-IP MOVE)の拡大とともに、雇用外交を強化していく考えだ」と述べた。

2-4 IP 創造経済推進協議会が開催

韓国特許庁(2014. 2. 11)

有望な技術を持ち成長可能性が高い中小・中堅企業の知的財産関連の問題の解決や競争力の強化に向けて官民が手を組んだ。

韓国特許庁は、知財の創出から活用、保護支援業務を主管している公共機関*をはじめ、韓国初の知的財産専門会社「インテレクトチュアルディスカバリー(ID 社)」、約 1 万社の加盟社を支援している(社)中小企業技術革新協会(以下、イノビズ協会)などとともに、2 月 11 日の火曜日、韓国知識財産センターで「IP 創造経済推進協議会(以下、協議会)」を開催する。

*韓国発明振興会、韓国知識財産研究院、韓国知識財産戦略院、韓国知識財産保護協会、韓国特許情報院、特許情報振興センター

この日の協議会は、韓国特許庁と知財専門機関が一堂に会し、中小・中堅企業の知的財産に関する要請事項を直接聞いて、それを解決できる実質的な方法を模索するために設けられた。技術力を基盤として成長可能性の高い中小企業が加入しているイノビズ協会は、中小企業から聴取した知財関連の実質的な現場の問題や苦情を発表する。

参加機関は、イノビズ協会などが提起した中小企業の知財問題を解決するため、実質的に協業して共同推進することになるが、知財の創出は韓国知識財産戦略院が、知財保護は韓国知識財産保護協会、知財の活用は韓国発明振興会、知財金融は ID 社、知財情報の活用は韓国特許情報院及び特許情報振興センター、知財関連の専門研究や教育は韓国知識財産研究院などが、専門分野別に分担して積極的に支援する。さらに、法律や制度の見直し、部署を超えた協力が求められる事項は特許庁が政策として具体化していく。

会議の進行は、イノビズ協会からイノビズ企業の知的財産権関連の主な懸案をまず紹介し、それを受けた特許庁と関係機関の政策の紹介などに構成されている。

イノビズ協会では、知財を活用した企業の資金支援、休眠特許の活用のためのネットワーク拠点及び技術輸出関連の知財紛争対応インフラ構築などの必要性を述べる計画だ。

韓国特許庁は、中小・中堅企業に対する知財金融の支援拡大案、特許情報の戦略的な活用ノウハウ、知的財産権の紛争段階別の対応案などを提示する。

一方、韓国知識財産戦略院では、中小企業のコア特許の確保に向けた知財基盤の R&D 戦略(知財 R&D)を、韓国知識財産保護協会では国内の中小・中堅企業を対象に海外現地における知財権トラブル対応戦略など、様々な紛争情報を提供する紛争情報ポータルと、紛争対応向けコンサルタント、及び知的財産訴訟保険商品などの活用策を提示する。

さらに、5000 億ウォン以上の創意資本を運用中の ID 社は、イノビズ企業の成長戦略に対応する IP ポートフォリオ提供や知財活用を通じた事業資金確保案などを紹介する。

韓国特許庁の産業財産政策課キム・ヨンソン課長は、「知財創造協議会を通じて、国内の中小・中堅企業の知的財産関連の要請など、現場の声を知的財産政策に積極的に反映できると考えている。今後は、知財創造協議会を定例化し、企業とのコミュニケーション及び協力の場として発展させていきたい」と述べた。

2-5 WIPA、未来部法人として本格活動開始

韓国特許庁(2014. 2. 11)

弁理士・弁護士・産業界・学界・知的財産サービス協会など、世界で活躍している韓国人の知財専門家をつなぐグローバル韓国人ネットワーク「世界韓人知識財産専門家協会」が社団法人として本格的な活動を始める。

世界韓人知識財産専門化協会(WIPA)は、11 日、未来創造科学部の傘下に、今月末まで社団法人化の作業を終えるという。WIPA の関係者は、「未来部傘下の社団法人として創造経済を実現するための知財能力の強化と、国際ネットワークの活用に向けて取組んでいく」として、「韓国の知財関連問題である特許係争への対応と、知財の取引・事業化に向けた基盤を固めたい」と述べた。

WIPA は、昨年 5 月に創立総会を開き、韓国の弁理士・弁護士、教授、知財サービス協会、企業の代表や、米国・中国・日本・欧州の知財専門家など 130 人を会員として発足した。

WIPA は、△会員ネットワーク構築に向けたオンオフラインの会員情報データベース(DB)の構築、△リアルタイムのオンラインニュース・情報サービスの提供、△国際交流活動の活性化に向けた主要国巡回セミナーの開催、△韓国中小企業の海外進出支援や特許係争の回避に向けた政府及び関係機関との協力事業、中小企業の国際特許係争支援事業などを行っている。

WIPA が社団法人として公式活動に乗り出す今月末を機転に、主な事業に拍車をかける。まず、2 月にロシア特許大学の総長を招き、WIPA とロシアの知財人材の養成に向けた連携案を模索する。ロシア特許大学は、弁理士などの知財専門家を養成する求心的

な役割をしている。

グローバルな韓国人知財ハブ構築事業も開始する。国内外の知財人材を交流し、国別の知財制度の共同研究を行う。海外進出した韓国企業が知財分野でのトラブルに巻き込まれないように相談と教育、研修を行う。米国・中国・日本・欧州など、主要国で発生したトラブルを現地の韓国人知財専門家と直接マッチして支援する計画だ。

6月に予定されている WIPA 総会も韓国で開催する。昨年にかかれた創立総会は、米国・日本・中国・欧州などの世界各国の法律事務所に所属されている約 40 人の知財リーダーをはじめ、国内外の韓国人知財専門家 200 人が参加した。

<クオン・ドンジュン記者>

2-6 創造経済の牽引車、特許出願が 20 万件を突破

韓国特許庁(2014. 2. 12)

創意的なアイデアが経済の成長エンジンとなる創造経済が動き出して 1 年、その具体的な成果として特許出願が 20 万件を突破した。

こうした成果は、大企業、中小ベンチャー企業、政府系研究機関などの創造経済のキーパーソンが積極的に革新活動を行い、創造経済の実現の助力者として特許庁が個人と企業の革新的なアイデアと技術を知識財産として権利化につながるよう、知識財産創出の能力を支援した結果だといえる。

韓国特許庁が発表した 2013 年度の知的財産統計動向調査によると、2013 年度の特許出願件数は 204,589 件となった。1949 年に 200 件だった特許出願が 1980 年度に 5,000 件に増え 2000 年に 10 万件を突破したが、その 13 年後に倍に増えた。

特許出願は、2008 年から 2009 年に 4.2%減少し、2010 年 4.0%増加して成長に転じた以降から最近の 4 年間、持続的に増加しており、2013 年には、前年比 8.3%増加した。こうした増加率は、世界の特許出願をリードする先進国特許庁と比較し、中国を除いて欧州や米国より高い水準とされている。

欧州特許庁の場合、2013 年度の特許出願件数が 265,000 件で、2012 年と比べて 2.8%増加した。米国の特許出願件数は 263,853 件と 6.2%増加し、中国は 825,136 件と 26.4%増加した。

*海外特許庁の統計：暫定値、米国特許庁の統計：2013 会計年度ベース

特に、2013 年度における女性の特許出願は、5,458 件と前年比 16.9%増加するなど、最近の 5 年間の数値を比較すると、非常に高い増加率だ。これは、女性発明家が生活のなかのアイデアを知的財産権につなげる活動と関連の取り組みが増えたことが背景としてあげられる。

特許庁に受け付けられた 2013 年度の特許、実用新案、デザイン、商標などの知的財産全体出願件数は計 430,164 件で、前年度に比べて 8.4%増加し、2013 年度 147,667 件

が出願された商標は、前年比 11.4%増加して知的財産権の中では最も増加率が高くなった。

一方、2013 年の特許登録件数は、127,330 件で、前年比 12.2%増加し、海外特許庁に比べて最も増加率が高くなっている。欧州特許庁の 2013 年度特許登録は 65,600 件と 2012 年比 1.7%増加し、米国は 265,979 件と 7.9%増加した一方、中国は 207,688 件と逆に 4.3%減少した。

2013 年度の特許、実用新案、デザイン、商標などの全体的な知的財産権登録件数は、2013 年度 280,689 件と前年比 15.1%増加し、最も高い増加率となった知的財産権は商標で、28.5%増加した。

2013 年度の特許・実用新案多出願の順位においては、サムスン電子が 7,698 件を出願して 2012 年度に続き 2013 年度にも 1 位となった。LG ディ스플레이、サムスン電子、現代自動車、ポスコが後を次いだ。

情報顧客支援局のチェ・キュファン局長は、「2013 年度には、特許出願だけでなく、特許登録の増加ぶりもほかの特許庁と比べ非常に高くなっている。韓国特許庁は、これからは韓国の企業、そして国民の創意的なアイデアと革新的な技術が優秀な知的財産権につながるように支援することで、創造経済の拡大に取り組んでいく計画」だと述べた。

2-7 職務発明保証に積極的な中小・中堅企業の登録料半額に

韓国特許庁(2014. 2. 14)

韓国特許庁は、3 月 1 日から職務発明保証に対するインセンティブや青年などの知的財産活動の支援に向け、優秀な職務発明保証企業として選定された中堅・中小企業の 4~6 年分の登録料を最大 50%に減免し、青年及び元老発明家の手数料引下げを拡大するなどの内容が盛り込まれた改正「特許料などの徴収規則」施行案を発表した。

□中小企業や個人などに対する登録料の追加引下げ

今回の措置は、事業化の準備などで経済的に厳しい状況にある中小企業などの権利維持負担を緩和し、従業員の職務発明に対する正当な保証を活性化して知的財産基盤の創造経済の実現を後押しするために行われる。

従来は出願料、審査請求料、特許権などの設定には最初の 3 年分の登録料が減免されたが、昨年 12 月末に中小企業などの権利維持に負担の多い 4 年分以降の登録料も減免されるよう、「特許法」及び「デザイン保護法」が改正された。

中小企業、個人(発明者・考案者・創作者と出願人が一致する場合)、中堅企業、公的研究機関、専門組織*が保持している特許権、実用新案権、デザイン権の 4~6 年分の登録料が一括 30%引下がる。

*「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第 11 条に基づいて技術移転・事業化に関する業務を担当する組織

また、従業員の創意的な取組みに対する正当な保証の定着のため、優秀な職務発明保証企業に選定された中小・中堅企業が保持中の特許権、実用新案権、デザイン権の4～6年分の登録料も2年間、一時的に20%追加減免され、50%までの減免が可能となる。

職務発明保証の優秀企業として選定された半導体装備メーカーの関係者は、「弊社が保有している72件の4～6年分の特許登録料が1,200万ウォン程度だが、今回の改正によって約600万ウォンの負担軽減の見込み」と述べた。

今回の登録料減免により、事業化される前の特許を保持中の中小企業などの権利維持負担が軽減され、中小・中堅企業の職務発明保証制度導入の促進が期待されている。

□青年及び元老発明家に対する手数料減免の拡大

青年及び元老発明家が創造経済の主体となり、創意的なアイデアで創業や雇用創出に貢献できるよう、登録料の追加減免のみならず、出願料などの手数料の減免範囲が拡大される。

従来までは、大学生に限定され、在学中の学生だけが受けられた出願料・審査請求料・最小3年分の登録料免税減免を在学に関係なく受けられるよう、19歳以上から30歳未満までの青年に減免対象及び減免機関が拡大された。ただ、減免比率は、一律的に85%を適用される。

※大学生ではない青年の場合、出願料・審査請求料・最初3年分の登録料の減免比率が70%から85%に拡大され、従来には減免対象ではなかった4～6年分の登録料も30%減免され、最小10万ウォン程度のコスト削減が見込まれる。

また、発明を通じて技術開発及び産業発展に貢献した65歳以上の元老発明家の知的財産活動を支援するため、出願料、審査請求料、最初3年分の登録減免比率も従来の70%から85%に拡大する。

今回の改正により、青年の創業や青年や元老発明家が保持しているアイデアを出願して権利化する知的財産活動の一層の活性化が期待されている。

□追加納付制度の見直し

追加納付者の費用負担を緩和するため、登録料の追加納付期間*の加算区間**が現状の3段階から6段階に細分化される。

*納付期間の経過後6ヶ月以内

**加算区間：3段階(1,2～3,4～6ヶ月以内)→6段階(1,2,3,4,5,6ヶ月以内)

加算比率も現行の20%、30%、50%から「国税徴収法」加算金規定を参考にし、毎月100分の3%ずつ加算*されるよう引下げられる。

*加算比率：20%、30%、50%→2%、6%、12%、15%、18%

一方、手数料の原価や、国際的な水準より比較的低い出願料*審査請求料**も今回の改正で引上げられ、それにより発生する収入は、登録料の減免と制度見直しに伴う財源として活用される予定だ。

*出願料：特許 8 千ウォン、実用新案 3 千ウォン、商標 6 千ウォン、デザイン審査 34 千ウォン[デザイン審査出願料(6 万ウォン)は、デザイン調査分析の委託単価(93,730 ウォン)の水準を考慮して調整]引上げ

*審査請求料：特許 17 千ウォン、実用新案 8 千ウォン引上げ

キム・ヨンミン長官は、「今後からも特許顧客の見方から権利維持の負担を緩和し、手数料制度と慣行を見直す手数料体制の合理化への取組みを続けていく考えだ」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスン電子とシスコがクロスライセンス締結

デジタルタイムズ(2014.2.6)

サムスン電子が通信機器大手の米シスコと特許クロスライセンス契約の締結に合意した。今回の契約により、サムスン電子と世界の IT 大手間の特許同盟がさらに拡大され、今後の特許訴訟のリスクも軽減できた。

サムスン電子は、シスコと相互互惠原則に基づき、広範囲な製品と技術についてのクロスライセンス契約を締結したと 6 日に発表した。

今回の契約は、サムスン電子とシスコの既存特許のほか、今後 10 年間に出版する特許まで含める。これを通じて両社は、潜在的な特許訴訟のリスクを軽減する一方、製品とサービスの革新に一層集中できるようになる。

サムスン電子知財センターのアン・スンホセンター長兼副社長は、「シスコとの契約を通じて、両社ともに潜在的な成長ができ、これは世界の顧客にメリットになるだろう」とコメントした。

シスコの特許担当副社長は、「最近、行き過ぎた訴訟トラブルにより、革新が妨げられている。今回の契約を通じて、シスコとサムスンがこうした雰囲気覆し、革新を加速化させられるだろう」と述べた。

<クォン・ゴンホ記者>

3-2 模倣品関連の情報提供、報償基準が改正

韓国特許庁(2014.2.7)

韓国特許庁は、大規模な模倣品製作の常習犯摘発などのため、除法提供者に対する報

奨金の支払い規定を見直し、今年の1月31日から施行したと6日に発表した。

今回の改正内容によると、正品価格ベースで1千万ウォンの小規模模倣品流通業者について情報提供すると20万ウォンから報償が受けられ、正品価格ベース50億ウォン以上の大規模な製造・流通業者の情報を提供した場合は、最大400万ウォンが受けられる。

*支払いの限度額：一人当たり年間5件、又は1千万ウォン

模倣品に関する情報提供者への報償金は、昨年まで正品価格ベース2千万ウォン以上の模倣品業者だけに支払い、最大金額も200万ウォンだった。

韓国特許庁によると、今回の見直しの背景には、最近模倣品の流通が点組織化され、その手口が巧妙化されている現状がある。また、大規模な模倣品流通業者の摘発と報償金制度の活性化などを図るため、情報提供者への報償金額の一部を上方修正して小額事件まで支給するなど、保証金額を細分化したという。

産業財産調査課のイ・ビョンヨン課長は、「今回の改正により、大規模な常習模倣品業者に関する情報提供が増えると期待され、小規模の模倣品流通業者の情報提供に対しても報償が可能となったため、制度の活性化とともに、模倣品の違法性についての国民の関心を高められるだろう」と述べた。

3-3 米法務部、サムスンの標準必須特許の乱用調査を終結

電子新聞(2014.2.8)

米法務部がサムスン電子の標準必須特許(Standards Essential Patent、以下SEP)の権利使用に関する調査を終了した。

7日、米法務部傘下の反トラスト局(Antitrust Division)はメディア向け資料を通じて、サムスン電子が自社のSEPにおいてアップルの特定製品を排除したかの調査を終了したと発表した。SEPは、FRAND(Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory)規定に基づき、特定メーカーとのライセンス協議を拒めない。

これは、昨年、サムスン電子がアップルのアイフォン、アイパッド一部モデルが自社の3世代移動通信関連特許を侵害したと米ITCに販売差止めを要請して浮上した問題だ。該当特許のなかにSEPが含まれ、米法務部の反トラスト局がサムスン電子のSEP権利乱用についての調査を開始した。

ITCは、昨年6月、サムスン電子の要求を受け入れ、アップル製品の一部について米国内の輸入差止め決定を下したが、2ヵ月後の8月、米国貿易代表部(USTR)がこの決定を覆した。オバマ大統領がITCの決定を覆したので調査の必要性がなくなり終結したのだ。

一方で、米法務部の反トラスト局は、SEPを乱用して販売差止め措置を求める行為については、欧州委員会(European Commission)と連携して持続的に監視することを明らかにした。

米法務部反トラスト局の公式な立場は、米法務部ウェブサイト
(http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2014/303547.pdf)に掲載されている。

<電子新聞インター別途テックトレンドチーム>

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 携帯向け通販サイト、時空を乗り越えていく

韓国特許庁(2014. 2. 4)

最近、携帯向け通販サイトへの関心が高まり、関連の特許出願が増加している。昨今のモバイル革命は、ゲームやインターネットサーフィン、ソーシャルネットワークなどの広範囲は分野に及ぶが、通販サイトも例外ではない。

韓国特許庁によると、携帯向け通販サイト関連の特許出願は、2009年 22件、2010年 33件、2011年 27件、2012年 51件、2013年 57件と急増している。

20世紀後半のインターネット革命は、オフラインの買い物に代わる通販という新たなショッピングタイプを誕生させた。スマートフォンで代表されるモバイル機器と無線通信の急速な発展は、携帯電話でも利用できる通販サイトにも響き、従来のインターネットショッピングに代替しつつ拡大されている。

流通業界によると、2011年までは1兆ウォンにも及ばなかった携帯向け通販サイトの売上は、2012年1兆7000億ウォン、2013年3兆9000億ウォンに急成長し、今年は7兆6000億ウォンに増加すると予想される。ネット通販におけるモバイル通販の売上割合も2011年1%前後から今年は10%以上に拡大される見通し。

モバイル通販は、モバイル端末、無線通信、ウェブサーバーとデータベース、セキュリティ技術などの無線通信基盤技術のサポートを必要とする。このうち、特許出願が集中されている分野は、モバイル広告をはじめモバイル取引システム、モバイル機器に最適化された画面の構成及び情報提供技術、取引の安全のための決済及び認証技術だ。

また、最近では、モバイル通販とオフラインの売り場とのハイブリッドショッピングを実現するための特許出願も着実に増加している。たとえば、ソーシャルネットワーク(SNS)とモバイル通販を連携する技術、モバイル機器とオフラインの店舗や配送先をリンクする技術、オフラインの決済のための電子タグ及び電子財布関連の技術などが代

表的だ。

モバイル通販では、解決すべき課題も多い。たとえば、メモリーのシェア率やセキュリティなどの面で批判の声が高い Active X が根強く利用されていること、小さなタッチパッドによる不便さ、比較的脆弱とされる無線通信セキュリティ問題などがあげられる。

一方で、モバイル通販は、時間と場所の制約に縛られず買い物ができ、ソーシャルネットワークやオフラインの買い物との適応性が優れている。また、個人に合わせたサービスというデジタル時代のサービスの流れにふさわしいといえる。

モバイル通販の勢いは、一時的な流行ではなく、一層拡大されると見込まれ、これをサポートするための技術開発及び特許権先取りの競争が激しさを増しそうだ。

5-2 ETRI、ICT 国際標準機関としての地位固め

デジタルタイムズ(2014. 2. 6)

ETRI は昨年、国際電気通信連合(ITU)、国際電気電子工学会(IEEE)など約 30 の国際標準化機関において 132 名の国際標準専門家と 196 席の国際標準化機関の議長団を勤めるなど、過去最大の国際標準化の実績を収めたと 5 日発表した。

1717 件にのぼる国際標準化寄稿活動を通じて国際標準 23 件の制定、標準特許 67 件の確保、国際標準 85 件の反映などの成果をあげた。標準特許 1 件の価値を 1000 万ドルに推算すると、昨年だけで、標準特許の確保で 7300 ウォンの潜在的な資産価値をあげたことになる。

ETRI がこれまで確保した標準特許の累積件数が 376 件にのぼっていることを踏まえ、資産価値は 4 兆ウォンに達するというのが ETRI の説明だ。さらに、昨年標準特許が反映された国際標準の件数は 85 件と、前年(28 件)に比べて 3 倍ほど増加し、国際標準化活動の量的な成長とともに、質的にも成長したという評価だ。

また、昨年、標準寄稿書最上位ランク(1~2 ランク)にあたる件数は 108 件で、前年(76 件)より 32 本増え、標準専門家 132 人のなかで標準化団体で議長、審査官、エディターなど中心的な役割を果たす議長団だけでも 105 人にのぼる。

とくに、4 世代以後の次世代移動通信(B4G)をはじめ、ビデオコーディング、次世代ネットワーク及びユビキタスセンサーネットワーク(USN)分野などで多くの標準特許を確保した。

今年は、次世代移動通信の 5G、モノのインターネット(Internet of Things : IoT)、SDN(Software-Defined Network)など、未来のネットワーク技術とスマートメディア、ソフトウェア中心の ICT 融合技術分野で様々な国際標準と標準特許の確保に乗り出す計画だ。

標準研究センターのキム・ヒョンジュンセンター長は、「ICT 環境でリードできる価値創出型の標準を先取りするため、市場中心型、国民便益型、創造・先制的な標準化に

一層の力を入れていきたい」と述べた。

<イ・ジュンギ記者>

5-3 LG 電子とサムスン電子、LTE 標準特許で共同 1 位

デジタルタイムズ(2014. 2. 10)

LG 電子とサムスン電子が LTE 標準特許の競争力で共同 1 位となった。

米国の特許専門コンサルタント会社「テック IPM」は、先月 31 日ベースで米国特許庁(USPTO)と欧州特許庁(EPO)に登録された LTE 特許のなかで、暫定的な標準特許の候補を集計した結果、LG 電子が出願した特許が全体の 23%で最多だったと 10 日に発表した。

サムスン電子は、全体の 18%で 2 位となり、韓国のスマートフォンメーカー 2 社が世界の LTE 標準特許の競争で先んじていることが分かった。

テック IPM は、各社の具体的な特許件数は公開しなかったが、同社が分析した特許全体は 288 件から逆算すると LG 電子の特許件数は 66 件、サムスン電子の特許件数は 52 件になる。

LG 電子は、2011 年投資銀行 Jefferies & Company が分析した特許価値順位では 1 位となり、2012 年と 2013 年もテック IPM がそれぞれ集計した LTE 特許と LTE アドバンスド(LTE-A)特許順位で世界 1 位となった。

サムスン電子も同年、同会社の集計で LTE-A 登録特許保有 2 位となった。

LG 電子とサムスン電子に続き 3 位となったのはクアルカム(9%)、NSN(9%)、モトローラ(8%)、エリクソン(6%)の順だ。

特許を保有するだけで製造はしないいわゆる「パテントトロール(Patent Troll)」や NPE と呼ばれるインターデジタルは、6%で 7 位となった。アップルは 2%にとどまった。

<キム・ユジョン記者>

5-4 韓国、バッテリー大国としての地位高まったか

デジタルタイムズ(2014. 2. 11)

米国のバッテリーセパレート生産メーカーのセルガードが SK イノベーションに続き、LG 化学にも特許訴訟を提起した。一方で、サムスン SDI とは長期供給契約を締結するなど、2 次電池バッテリーの最大生産国とされる韓国市場の攻略に拍車をかけている様子だ。一角からは、セルガードのような攻撃的な市場攻略が実は会社の売却のための見せ掛けではないかという主張も出ている。

10 日の外国メディアと業界によると、セルガードは、先月 30 日、米国ノース・カロライナ西部連邦裁判所で LG 化学と LG 化学の米国法人を対象に 2 次電池セパレートの

特許侵害訴訟を提起した。これは、昨年 5 月、SK イノベーションを相手に提起した「586 特許」訴訟と同一な内容だ。セルガードは、LG 化学が自社の特許を利用したセパレートを搭載しバッテリーを生産して米国顧客社に提供したと主張している。

これに対し LG 化学は、「オリジナルの技術であって、セルガードの特許を侵害する理由がない。全く違う方式の技術だ」と説明し、「セルガードの訴訟には全力で対応していく構えだ」と遺憾の意を表明した。業界の関係者は、「LG 化学が米国のセルガードが提起した高価の長期供給締結などの無理な要求を拒絶すると、(LG 化学を)圧迫するために特許侵害訴訟を提起した」と背景を説明した。

実際、外国メディアの報道や業界によると、セルガードは、同日、サムスン電子と 4 年の長期供給契約を締結した。だが、LG 化学は、旭化成や東レなど従来の取引先をすでに持っていて、自社生産量も増やせいている状況のため、それを拒んだ可能性が高い。それにセルガードが訴訟で自社のセパレート購入を圧迫する戦略だという分析が業界から出ている。

業界ではまた、セルガードの今回の訴訟が売却に向けた「価値の水増し」戦略の一環だと分析している。市場調査機関 B3 の報告書によると、セパレート市場は、最近、旭化成と東レが円安基調に後押しされ市場でシェアを広げている反面、セルガードの親会社「ポリポア」は、昨年目標値をはるかに下回る 2012 年水準の販売量を記録するなど、不振から脱していない。現地では、売却の可能性さえさやかれている。

セルガードが今回の訴訟で勝訴する可能性は低いようだ。業界の関係者は、セルガードの有している「586 特許」は、バッテリーのセパレートにコーティングをするという基本概念は似ていても安全性だけを強化したものなので、当該技術を使えば、電極の移動が鈍くなるため、セルガードでさえ商用化しなかった技術だという。また、LG 化学は 2010 年、米国ですでにバッテリー安全性強化セパレート(SRS)技術の特許登録を完了しただけに、セルガードの勝訴可能性は低いとみられる。

<パク・ジョンイル記者>

5-1 ソウル半導体、LED パテントレンタル事業を開始

デジタルタイムズ(2014.2.14)

昨年、売上高 1 兆ウォンを達成した発光ダイオード専門企業のソウル半導体がパテントレンタル事業に乗り出す。これからは LED 関連特許を積極的に利用して売上げを伸ばす計画だ。

ソウル半導体のイ・ジョンフン社長は、13 日に開催された企業説明会(IR)で、「何年か前から内部で関連チームを運営してきた」と説明した。

同社は、説明会の前に、告示を通じて事業目的に無形財産権(産業財産権)レンタル業を追加した。会社が保有している約 1 万 1000 件の LED 特許を基に、関係機関で売上げが発生すると予測されることを理由としてあげた。

イ社長は、「パテントレンタルを通じて、いつから、どれくらいの売上高になるかはまだ明確には言えないところがある。いくつかの企業から(特許に関する)戦略的な提携要請を受けているが、限定的に受け入れていく考えだ」と今後の計画を述べた。

イ社長のこうした発言は、これからは強力な特許競争力を積極的に活用していくという同社の姿勢をはっきりさせた。ソウル半導体の LED 製品「アクリッチ」の模倣品が市場に出回っている状況をこれ以上黙っていないという意味だとも解釈できる。

日亜やオスラムなどのグローバル LED 企業から特許係争に揉まれるときにも正攻法で迫り、クロスライセンス契約を締結するなど、特許問題では、非妥協的な態度を取ってきたため一層注目を集めている。

同日、イ社長は、「アクリッチの競争力は多くの模倣品が立証している。特定製品を指定することは難しいが、市場でアクリッチの模倣品が多いのは確かだ」として模倣品の特許侵害問題を遠回しに触れた。

一方、ソウル半導体は、昨年、前年比の売上高 20%の成長と、営業利益率の倍増(4%→9%)という二兎を得て、創立以来はじめて年売上高 1 兆ウォンを記録した。昨年の実績は、売上高 1 兆 321 億ウォンと営業利益 956 ウォンで、前年度(売上げ 8587 億ウォン・営業利益 333 億ウォン)比の営業利益が約 3 倍(190%)ほど増加するなど、大幅な改善をなしとげた。

<イ・ホンソク記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム